

府中市省エネ経費削減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格をはじめとする物価高騰が中小企業者の経営を圧迫する中、一過性の運転資金支援にとどまらず、省エネルギー設備への更新を促進することにより、長期的な視点で光熱水費等の固定費の持続的な削減を実現し、中小企業の経営基盤の強化につなげることを目的とし、省エネ診断を実施する事業及び省エネ診断を受けて実施する省エネルギー設備等の導入に係る経費の一部について、市長が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 省エネルギー設備等 エネルギー使用の合理化の促進、燃料転換等により、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備をいう。
- (3) 省エネ診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービスをいう。
- (4) 診断実施機関
省エネ診断を実施する次の者をいう。
ア 一般財団法人省エネルギーセンター
イ 国の補助を受けてアと同等の省エネ診断を行うことができると市長が認めるもの
ウ ア及びイと同等の診断を行うことができると市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 中小企業者であって、市内に事業所を有する者であること。
- (2) 市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況の調査について同意すること。
- (3) この要綱により補助金の交付を受ける経費について、国、地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていないこと（省エネ診断に係るものは除く）。
- (4) 令和8年度府中市業務効率化支援補助金の交付決定を受けていないこと。

- (5) 府中市暴力団排除条例（平成 24 年府中市条例第 2 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (7) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産している事業者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがあったもの、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがあったもの若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがあったもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条による更生手続開始の決定を受けたもの）でないこと。

（補助事業等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内中小企業者の事業所において、省エネ診断を実施する事業及び省エネ診断を受けて実施する省エネルギー設備等を導入する事業とする。

2 前項に規定する省エネ診断を実施する事業は、第 8 条第 1 項に規定する事前着手承認通知日以後に実施したものに限り、補助対象とする。ただし、省エネ診断のみを実施し、その後の設備導入等を行わない場合は、交付決定通知日以後に実施したものに限り、補助対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、省エネルギー設備等を導入する事業については、令和 8 年度以後に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づくものであれば、当該省エネ診断に要した経費を補助対象としない場合においても、次の各号に掲げる要件を全て満たせば補助対象とすることができる。

- (1) 令和 8 年度以降に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく 1 以上の改善提案（以下「改善提案」という。）をその内容とするものであること。
- (2) 改善提案の内容に基づき実施するものであること。
- (3) 補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (4) 導入する省エネルギー設備等は、リース契約によるものではないこと。
- (5) 導入する省エネルギー設備等は、中古のものではないこと。
- (6) 導入する省エネルギー設備等は、5 年以上継続して使用すること。
- (7) 省エネルギー設備等の設置場所は、府中市内であること。
- (8) 市長が別に定める期間内に支払いまで終了していること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表1の補助対象経費の合計額に同表の補助率を乗じて得た額に相当する額とし、同表の補助限度額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前着手申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、府中市省エネ経費削減補助金事前着手承認申請書（別記様式第1号）に補助対象経費の見積書を添えて、市長に提出するものとする。

（事前着手の承認）

第8条 市長は、前条の規定による事前着手申請について、その内容を審査し、適当と認めたときは府中市省エネ経費削減補助金事前着手承認通知書（別記様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適當と認めたときは、府中市省エネ経費削減補助金事前着手不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による事前着手承認は、補助金の交付決定を約するものではない。
（交付申請）

第9条 事前着手承認通知を受けた者は、府中市省エネ経費削減補助金交付申請書（別記様式第4号）に補助事業に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、省エネ診断のみを実施する場合は、第4号、第5号及び第6号までの書類の提出は不要とし、交付決定後に省エネ診断を受けるものとする。

- (1) 府中市省エネ経費削減補助金事業計画書（別記様式第5号）
- (2) 府中市省エネ経費削減補助金収支予算（決算）書（別記様式第6号。以下「収支予算（決算）書」という。）
- (3) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
- (4) 診断実施機関の発行する省エネ診断の報告書の写し
- (5) 省エネルギー設備等の導入を行う物件の概略図
- (6) 省エネルギー設備等の導入を行う物件の現況写真
- (7) 府中市税等納付状況照会同意書
- (8) 事業所の所在が確認できるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、府中市省エネ経費削減補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、府中市省エネ経費削減補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容変更等の届出)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）し、又は廃止しようとするときは、府中市省エネ経費削減補助金補助事業（変更・廃止）届出書（別記様式第9号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは、府中市省エネ経費削減補助金補助事業変更承認通知書（別記様式第10号）により補助事業者には通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、府中市省エネ経費削減補助金補助事業変更不承認通知書（別記様式第11号）により補助事業者には通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 府中市補助金交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業が別に定める期間までに終了しないとき。
- (6) 前条第1項に規定する補助事業の廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消す場合は、府中市省エネ経費削減補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により補助事業者には通知する。この場合において、市長は、当該取消しに関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、府中市省エネ経費削減補助

金実績報告書（別記様式第13号）に次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、省エネ診断のみを実施する場合は、第4号及び第5号の書類の提出は不要とする。

- (1) 収支予算（決算）書
- (2) 補助対象経費に係る請求書等の写し
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) 設置後の概略図
- (5) 完成写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、府中市省エネ経費削減補助金交付額確定通知書（別記様式第14号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、府中市省エネ経費削減補助金交付請求書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告、検査又は指示）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 前項の検査をするときは、職員は、身分を証明する書類を携行し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（補助事業の経理等）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明確にし、かつ、経理に係る書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

- 2 補助事業により導入された設備を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

別表 1（第 5 条・第 6 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助事業に要する次に掲げる経費とする。 ① 診断実施機関の実施する省エネ診断費用 事前着手承認通知日以降に診断実施機関の実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額 ただし、省エネ診断のみを実施し、その後の設備導入等を行わない場合は、交付決定通知日以後に実施したものに限り、補助対象とする。 ② 省エネルギー設備等への更新及び設備改良費用 令和 8 年度以降に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネルギー設備等の設計・設備・工事費	2/3	50 万円

別表 2（第 1 1 条関係）

区分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	① 補助事業に要する経費の全体の 2 0 パーセント以内の減少となる変更をする場合 ② 別表 1 に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 2 0 パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の内容	第 1 1 条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合